

○ 会 議 録

会 議 名	令和3年度 第3回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和4年1月21日			
開催場所	基山町役場2階202会議室			
開閉会日時	開会	令和4年1月21日 午後2時		
	閉会	令和4年1月21日 午後3時40分		
出席者並びに 欠席者 出席9名 欠席0名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	土肥 勲嗣	出	原 則幸	出
	松隈 美津子	出	鳥飼 善治	出
	木村 照夫	出		
	中村 眞智子	出		
	古賀 徹	出		
	大山 美佐邦	出		
	益田 雄次	出		
会議録署名人	土肥 勲嗣 大山 美佐邦 益田 雄次			

～14時開会～

令和3年度 第3回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 開会あいさつ

2. 議事

- (1) 協働化事業の調査結果について
- (2) 基山町まちづくり基金事業補助金について

3. 報告事項

- (1) 令和3年度の町民提案・回答状況について

4. その他

次回開催日程について

1. 開会

【事務局】 令和3年度第3回基山町まちづくり推進審議会を始めます。
議事進行は会長にお願いします。

2. 議事

議事 について

【会 長】 まず、事務局より資料の確認等をよろしくお願いします。

—事務局より配布資料の説明—

【会 長】 それでは、早速ですが、議事に入っていきたいと思います。(1) 協働化事業の調査結果について事務局から説明をいただき、その後、質疑というように進めたいと思います。事務局よろしくお願いします。

—議事資料 協働化事業の調査結果について説明—

【会 長】 事務局より報告がありましたが、協働化事業について一覧表のとおり担当課より調査結果が出てきている中で、町民の参加が見込めるものについて、公表を行っていくということで事務局から説明を受けた。これについて、委員の皆様から

ご意見はありますか。

【委員】 協働化事業一覧表で林道草刈側溝清掃とありますが、町民参加の状況では、町民の参加が見込めるものとされており、形態については委託事業されています。団体にいくらかの金額で契約して、行うのですか。

【事務局】 現在、林道の草刈や側溝の清掃を委託しています。これは、やっておかないと、災害時に土砂が道路に全部流れ込んできて、法面が保てなくなり、林道が壊れるといったことが起きていますので、委託事業で行っていますが、これを、まちづくり提案等で、どこかの団体が、やってみたいということがあれば新たな協働化事業となります。形態については、委託若しくはボランティアでやっていただくこととなります。

【委員】 アダプトプログラムの参加者は何名ですか。取り組んでおられる場所や、途中で止めてあったりするところは把握してありますか。

【事務局】 現在、参加数は、61団体、930名となっております。高齢化のためにやめられる団体がいらっしゃる一方で、新しく、子育てファミリーの団体や道路に隣接する農地をお持ちの方などが加入されるなど年々、参加者は、増加しております。

【委員】 高齢化が進む中で、そこをフォローする体制が出来ているのか。

【事務局】 町で課題になっているのが、高齢化や住宅開発で田んぼが減少し管理する人がなくなった水路や道路法面です。まちづくり課でアダプトプログラムに取り組んでいますので有償化についても、検討しています。アダプトプログラムの良い点は、ごみ袋・鎌・手袋等を必要な分お渡しし、毎年、保険加入していますので、活動中の事故に対応しています。また、ボランティア活動のために活動の報告もございませんので自由に活動いただいております。有償になると、実績報告の提出や活動の回数を決めることとなりますので、分けて整理する必要があると思います。

【会長】 他にご意見ご質問ありますか。

— 意見なし —

議事（2）基山町まちづくり基金事業補助金について

【会長】 事務局より説明をよろしく願います。

— 議事資料 基山町まちづくり基金事業補助金について説明 —

【会長】 前回の審議会の意見をとりとまとめ、基山町まちづくり基金事業補助金の特例基準の明確化について事務局から説明を受けた。これについて、委員の皆様からご意見はありますか。

【委員】 基金繰入金を前年度の寄付額と同程度にし、事業の上限を定め不足分については一般会計から繰り入れも検討したいというのは、例えば事業の上限が170万

円として、前年度の基山町まちづくり基金事業寄付金が150万円としたら、20万円を一般会計から繰り入れることになるのか。

【事務局】 現在は、毎年の寄付額以上の事業が行われています。事業申込があり、特例申請も審査会で採択されれば、全部やってきている。コロナの影響や防犯カメラの自動販売機の影響のために以前は240万円程度の寄付額が現在170万円位まで下がってきている。寄付額が毎年減ってきているので、予算上では、事業全体の上限を決めて、寄付金を積み立てた基金からの繰り入れは前年度の寄付金と同程度にして、不足分は一般会計から繰り入れることで、基金を維持しながら運用できます。

【委員】 まちづくり自販機の増設をして、寄付額を増加させることもできるか。一般会計から繰り入れる場合は議会の承認がいるのか。

【事務局】 1機あたりの売上がある程度ないと設置が難しい。現在20機が設置されており、議会の承認が必要です。

【委員】 ふるさと応援寄付からの繰り入れはどうですか。

【事務局】 前回も、ご審議していただいた内容ですが、現在ふるさと応援寄付額が下がってきておりますので、一般財源の方で考えています。ずっと、一般財源に頼るということではなく、収入確保についても努力していきたいと考えます。

【委員】 基山パーキングエリアに設置してはどうか。

【事務局】 町の施設にしか置いていないが、借地施設にも設置できるか検討します。

【委員】 まちづくり計画団体とは何団体あるのか。

【事務局】 2団体です。第7区とフットサル協会です。まちづくり計画を策定して、基金事業に取り組んでいるのは第7区のみです。

【委員】 まちづくり団体で第7区がまちづくり計画を策定して、基金事業も30万円で毎年取り組んでいるのですか。

【事務局】 第7区は、基金事業は30万円上限ですが、10万円の事業計画で実施されています。

【委員】 特例基準の明確化で、審査基準の連携・発展性について、「新たに町内のまちづくり団体や町内の自治会を加え一緒に取組む」は理解できるが、「新たな取組活動を加え、町全体へ広がる活動であること」というのは、例えば、初めの申請がすでに町全体へ広がる活動であった場合はどうなりますか。初めから町全体に広げていた活動だから、それは、もう特例ではないとなるのですか。

【事務局】 対象年齢を広げるとか、違った視点で町内全体に広げていただくことで、基準は満たしていくことができます。いずれかではなく、両方満たすことを条件としたいと考えています。今、3年間の活動が終わろうとして、特例に申請したときに、この条件が審査の基準となってきますので、この基準を満たしていないと特例にはならない団体が出てきます。ステップアップは他の自治体を参考にさせていただきました。団体と団体が合わさって、1たす1が2以上になるという形をステップアップとしています。継続というよりは、新たな展開へステップア

ップに活躍していただくことを特例とかがえました。

【委員】 確認ですが、この審議会で特例の基準を定めることになるのですか。

【事務局】 前回の答申のなかに、まちづくり基金の財源に不足が生じないようにといただきましたので、今回、まちづくり基本条例に基づき、審議会のご意見をいただき、町の方で決めていきたいと考えます。

【委員】 これまで、申請したほとんどの団体が特例になっていたのではないかと。今回明確化することで、団体が絞られていくことが考えられる。今回の基準で、団体を絞るとするのは、協働のまちづくりの主旨から外れてきているのではないですか。

【事務局】 まちづくり基金事業の3年間の毎年20万円上限で合計60万円は交付しており、3年間で自立して初期段階で経費のかかる、備品等を揃えていって、その後は自立して活動していただくということになります。今回は3年間が終わった後の、上限10万円の3年間の基準を明確に定めようということが主旨です。基準のハードルが高くなっているのは、スタートアップではなくて、ステップアップになると考えているからです。

【委員】 趣味の世界ばかりではなくて、町も良くなる、団体も良くなるということで、団体のことばかりであるなら、3年で独立しなさいというのはわかりませんが、町も良くなっていくということになるなら、町ができないことをやっていっているということであるなら、3年で終わりではなく、もう少し続けるのはどうでしょうか。

【委員】 最初に20万円といった大きな金額ではなく、小さな金額で、毎年基金から出していただくような、形態の事業はできないか。ステップアップも大事ですが、継続していくことも大事ですので、予算もフレキシブルにできないか。

【事務局】 約75%が継続しており、活動していない団体もありますが、交通安全のように町の方で取り組んでいっているものもあります。基金の3年間の事業で始めてもらって、町がそのあとはやっていったり、自立してやっている団体も多くいらっしゃいます。

【会長】 今回の審議を審査会に図って、特例の基準を決めることになるのですか。

【事務局】 今回、ご審議いただき、頂いたご意見を踏まえ、町で決めていくこととなります。

【会長】 まとめると、特例基準の明確化をしていくと、まちづくり団体活動を抑制するものになっていくのではないかとという意見がありました。これから、ステップアップする方向性を示すことになることで、まちづくり団体の活動を活発化していくことにも繋がっていくと考えます。財源については一般会計からの繰り入れも良く考えられていると思います。

【委員】 75%とは何の割合ですか。

【事務局】 これまで、58団体がまちづくり基金事業補助金を受けており、そのうちの75%が、補助金が終わった後も、活動を続けていらっしゃいます。

【委員】 特例については、基準を作ったために、ほとんどの団体が落ちたよといったこ

とになるのはいかがでしょうか。

【事務局】 基準を作ると約半分は申請に合わなくなると思います。

【委員】 この特例基準の審議は今回だけなのか。

【事務局】 新年度募集の時には、団体さんにも説明は行います。また、審議会の中では、進捗を報告させていただきます。その中で、ご意見いただければ、今後も改善していきたいと考えています。

【委員】 今後の課題ですが、今、まちづくり計画に基づく事業が何故、展開できないのか。

【事務局】 昨年度、ある区で取り組まれていましたが、区民の総意がまとまらなく、計画になっておりません。

【委員】 第7区はまちづくり計画に基づいて永遠に補助金を受けることになる。

【事務局】 期間は計画の期間となっています。

【会長】 他にご意見はありますか。

— 意見なし —

3. 報告事項

【会長】 続きまして、報告事項 令和3年度の町民提案・回答状況について、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】 報告事項(1)令和3年度の町民提案・回答状況について説明します。

— 報告事項(1)令和3年度の町民提案・回答状況について説明 —

【会長】 ただ今、事務局から町民提案の処理状況について報告がありました。何か気になる点等あればご質問をお願いします。

【委員】 提案の中で、自分の住んでいる地区は分かりますが、それ以外で、例えば町道塚原・長谷川線とはどこの場所のことなのかが分かりませんので、町のホームページで提案書を見て、2枚目あたりに地図が出てくるのを見る方法しかなくてそれを見ております。道路の名前が付いている地図が住民課や建設課に置いてあるのであれば教えていただきたい。

【事務局】 次回から、地図に場所を示し、説明できるものをご準備いたします。

また、町民提案・回答状況については3階の情報公開コーナーに公開しておりますのでそちらもご覧ください。

【委員】 提案書は公開されていますので非常に分かりやすいと思います。しかし、今年度はあと残り2か月となり、この町民提案は建設課に処理が集中していると思いますが、かなり忙しいですね、フォローは大丈夫でしょうか。回答がされているものに対しての、フォローアップはなされているのでしょうか。

【事務局】 令和2年度の回答書についての進捗については、本年度の審議会で報告させて

いただいております。また、今年度の回答書の進捗については、来年度審議会の中で報告させていただきます。

【会 長】 他に何かお気づきの点がありますか。

【委 員】 協働化事業の中の各団体の活動を知ることはできますか。せっかく活動されておられるので、紹介していただいたら良いと思います。

【事務局】 まちづくり基金事業活動団体報告や人づくり大学での講座で発表頂いたときにホームページに掲載させていただいております。ボランティアや個人でされているものについては、なかなか統一できていません。ご紹介できる機会があればやっていきたいと思っております。

【会 長】 広報などで案内して地域の方に知っていただいたりはどうでしょうか。

【委 員】 地道に活動されている方を紹介していただいて、活動を知っていただく機会があると、仲間を広げたり、参加してみたいと思う方が出てくるのではないのでしょうか。

【会 長】 他にご意見はありませんか。

— 意見なし —

【会 長】 それでは、最後にその他の次回開催日程について事務局から説明をお願いします。


【事務局】 次回は、新年度に入って、毎年6月に第1回目を開催しておりますので、4月以降に、日程調整をさせていただきます。


【会 長】 他に無ければ、審議会を閉会します。

～15時40分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

会長 (氏名) 土肥勲嗣 

委員 (氏名) 大山美佐邦 

委員 (氏名) 梅田雄次 